

退職資金事業業務方法書

制 定	平成	8年	4月	1日
一部改正	平成	9年	5月	26日
一部改正	平成	15年	5月	23日
一部改正	平成	16年	5月	21日
一部改正	平成	17年	5月	27日
一部改正	平成	25年	4月	1日
一部改正	平成	27年	3月	24日
一部改正	平成	27年	4月	1日
一部改正	平成	29年	8月	1日
一部改正	令和	5年	6月	23日

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この退職資金事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）は、公益社団法人新潟県私学振興会（以下「振興会」という。）の定款（以下「定款」という。）第4条第3号に規定する退職資金事業の業務遂行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(業務執行の基本原則)

第2条 退職資金事業は、法令、定款及び業務方法書の定めるところに従い、公正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

(用語の意義)

第3条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 定款第4条第1項第3号に規定する教職員等で、かつ常時勤務する者をいう。
- (2) 会 員 定款第5条第3項に規定する第1号会員及び第3号会員をいう。
- (3) 退職資金 定款第4条第1項第3号及び業務方法書第6条に規定する退職資金をいう。
- (4) 標準給与月額 教職員等が勤務の対価として受ける給料又は俸給の月額（以下「給与月額」という。）に応じ、別表第1に定める額をいう。
- (5) 平均給与月額 教職員の退職した日の前日の属する月から起算して、退職前1年間の各月における標準給与月額の合算額の12分の1に相当する額と、退職前2年間の各月における標準給与月額の合算額の24分の1に相当する額を比べそのいずれか多い額をいう。

第2章 負 担 金

(負担金の納入)

第4条 定款第6条第1項第1号に規定する負担金の額は、毎月1日からその末日までの間のいずれかの日において会員の設置する学校又は事務所（以下「学校等」という。）に勤務する教職員等について、その標準給与月額に次の負担率を乗じて得た額の合算額とし、会員は、その額をその月の末日（3月については振興会の指定する日）までに納入しなければならない。

高等学校及び中学校 1,000 分の 97

幼稚園及び幼保連携型認定こども園 1,000 分の 65

専修学校、各種学校及び私学振興団体 1,000 分の 58

2 負担金の納入方法は、会員の指定する預金口座からの口座振替の方法によるものとする。

(負担金の延滞)

第5条 負担金の納入を延滞している会員に対しては、その延滞期間中、退職資金の交付を停止することができる。

2 負担金の納入を延滞した会員に対しては、期限を付して督促状を発する。この場合において、督促状に指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日としなければならない。

3 前項の規定により督促するときは、負担金の延滞額100円につき1日3銭の割合で、第4条第1項に規定する納入期限の翌日から払込みの前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、負担金の延滞につき特別の事情があるとき、又は延滞金額が500円未満のときは、この限りでない。

第3章 退職資金の交付

(退職資金の種類)

第6条 振興会が交付する退職資金は、普通退職の場合の退職資金及び傷病又は死亡退職の場合の退職資金とする。

(退職資金の交付)

第7条 振興会は、教職員等が退職し、又は死亡した場合には、当該教職員等の平均給与月額にその登録年数に応じて別表第2に掲げる率を乗じて算定した額の退職資金を、その教職員等が所属していた会員に交付する。ただし、当該教職員等の退職の日における給与月額に対応する別表第1の標準給与の等級が退職前1年の日における給与月額に対応する同表の標準給与の等級に比較して3等級以上上位にあるときは、理事会が相当と認める金額を交付する。

2 会員が所属教職員等又はその遺族に給付する退職金は、振興会から交付された退職資金の額を下ってはならない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、退職した教職員等が退職した日又はその翌日に他の会員が県内に設置する学校等の教職員等となり、かつ当該教職員等が所属していた会員が振興会に対し、退職資金の交付を受けない旨の申し出をした場合は退職資金を交付しない。

(みなし退職等)

第8条 振興会は、教職員等が満65歳に達した場合には、当該達した日の属する年度の末日をもって当該教職員等が退職したものとみなして、前条第1項の規定により、第6条に規定する普通退職の場合の退職資金を交付する。

2 前項の規定により退職したものとみなされる教職員等についての、当該満65歳に達した日から当該達した日の属する年度の末日までの間を除き、満65歳以上の者は、教職員等として振興会に登録することができない。

(登録期間の計算)

第9条 第7条第1項本文に規定する登録年数は、振興会に同一の会員が県内に設置する学校等の教職員等として登録した日の属する月から退職した日の属する月までの月数を12で除して算定する。ただし、第7条第3項及び第13条第1項第1号に規定する教職員等にあつては、振興会に登録されていた期間を通算して算定する。

2 前項の場合において、登録した日の属する月から退職した日の属する月までの間に負担金が納入されなかった月があるときは、当該月数を除いた月数で計算する。

3 前2項に規定する登録年数の計算において、6月未満の端数を生じたときは、これを切捨て、6月以上の端数を生じたときは、これを1年とする。ただし、傷病又は死亡による退職の場合にあつては、1年未満の端数はこれを1年とする。

(退職資金の交付制限)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する教職員等については退職資金の交付を請求することができない。

(1) 登録期間1年未満で退職又は死亡した者

(2) 禁固以上の刑に処せられた者

(3) 懲戒免職により解雇された者

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第7条第2項の遺族の範囲及びその退職金を受ける順位は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）第14条に規定する例による。

(退職金受領書の提出)

第12条 会員は、振興会から交付された退職資金により退職金を給付したときは、その受領を証する書面を振興会に提出しなければならない。

第4章 補 則

(幼保連携型認定こども園設置を目的とする学校法人と社会福祉法人間の事業譲渡等における退職資金事業の取扱い)

第13条 幼保連携型認定こども園を設置することを目的とする事業等における当該施設職員の退職資金事業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が退職資金事業の対象となっていた幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。)第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。)に規定する被共済職員(以下「被共済職員」という。)とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、退職資金事業の対象とする。

(2) 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約対象施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者については、退職資金事業の対象としない。

(教職員の給与月額が満60歳に達した日以降、減額される場合の取扱い)

第13条の2 会員は、所属する教職員等が満60歳に達した日から満65歳に達した日の属する年度の末日までの間に、当該職員の給与月額が減額される場合には、減額される日の前日をもって当該教職員等が退職したものとみなして、退職資金の交付を請求することができる。

2 振興会は、前項の請求があった場合には、第7条第1項の規定により、第6条に規定する普通退職の場合の退職資金を交付する。

3 第1項の規定により退職したものとみなされる教職員等は、満

65歳に達する年度の末日までの間に限り、新たに振興会に登録することができる。ただし、第7条第1項に規定する登録年数は通算しない。

(退職資金の請求手続)

第14条 会員が退職資金の交付を請求しようとするときは、別に定める退職資金交付請求書に、別に定める証明書類等を添えて提出しなければならない。

(退職資金相当額の交付等)

第15条 定款第11条第1項第2号及び第2項に定める退職資金の額に相当する額の交付等については、退職資金の例による。

(調査、報告等)

第16条 振興会は、負担金及び退職資金等に係る事項について必要があると認める場合は、会員に対し報告を求め、会員の帳簿、書類等を調査することができる。

(細則)

第17条 この業務方法書の施行のため必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 定款附則第2項の規定により第3号会員の資格を取得した正会員又は定款附則第3項の規定により第1号会員とされる正会員に係る施行日において登録されている教職員等（以下「継続職員」という。）の登録年数の算定については、施行日の前日以前に引き続き社団法人新潟県私学退職金社団に登録されていた期間を通算するものとする。
- 3 次の各号に掲げる年度における第8条第1項の規定の適用については、同項中「教職員等が満65歳に達した場合には、当該達した日の属する年度の末日」とあるのは、それぞれ当該各号に規定する表現に読み替えるものとする。
 - (1) 平成8年度 年度内に満70歳以上の年齢に達することとなる教職員等については、当該年度の末日
 - (2) 平成9年度 年度内に満69歳以上の年齢に達することとなる教職員等については、当該年度の末日
 - (3) 平成10年度 年度内に満67歳以上の年齢に達することとなる教職員等については、当該年度の末日
 - (4) 平成11年度 年度内に満65歳以上の年齢に達することとなる教職員等については、当該年度の末日

- 4 第8条第2項の規定は、施行日から平成11年度末日までの間は、継続職員については適用しない。

附 則

- 1 第4条第1項の改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条第1項の改正規定は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条第1項の改正規定は、平成16年6月1日から施行する。
2 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年6月1日から平成17年5月31日までの間、「1,000分の97」とあるのは、「1,000分の91」と、「1,000分の57」とあるのは、「1,000分の46」と、「1,000分の58」とあるのは、「1,000分の54」とする。
また、平成17年6月1日から平成18年5月31日の間、「1,000分の57」とあるのは、「1,000分の52」とする。

附 則

- 1 第7条第1項別表の改正規定は、平成17年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

- 1 第13条の規定は、平成27年3月24日から施行する。
1 第4条第1項及び第9条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 第4条第1項の改正規定は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

- 1 第13条の2の規定は、令和5年6月23日から施行する。

別表第1

標準給与の等級と月額表

等級	標準給与の月額	給 与 月 額		等級	標準給与の月額	給 与 月 額	
	円	円以上～	円未満		円	円以上～	円未満
1	72,000	～	74,000	2 7	280,000	275,000	～ 285,000
2	76,000	74,000	～ 78,000	2 8	290,000	285,000	～ 295,000
3	80,000	78,000	～ 82,000	2 9	300,000	295,000	～ 305,000
4	84,000	82,000	～ 86,000	3 0	310,000	305,000	～ 315,000
5	88,000	86,000	～ 90,000	3 1	320,000	315,000	～ 325,000
6	92,000	90,000	～ 94,000	3 2	330,000	325,000	～ 335,000
7	96,000	94,000	～ 98,000	3 3	340,000	335,000	～ 345,000
8	100,000	98,000	～ 103,000	3 4	350,000	345,000	～ 355,000
9	105,000	103,000	～ 108,000	3 5	360,000	355,000	～ 365,000
1 0	110,000	108,000	～ 115,000	3 6	370,000	365,000	～ 375,000
1 1	120,000	115,000	～ 125,000	3 7	380,000	375,000	～ 385,000
1 2	130,000	125,000	～ 135,000	3 8	390,000	385,000	～ 395,000
1 3	140,000	135,000	～ 145,000	3 9	400,000	395,000	～ 405,000
1 4	150,000	145,000	～ 155,000	4 0	410,000	405,000	～ 415,000
1 5	160,000	155,000	～ 165,000	4 1	420,000	415,000	～ 425,000
1 6	170,000	165,000	～ 175,000	4 2	430,000	425,000	～ 435,000
1 7	180,000	175,000	～ 185,000	4 3	440,000	435,000	～ 445,000
1 8	190,000	185,000	～ 195,000	4 4	450,000	445,000	～ 455,000
1 9	200,000	195,000	～ 205,000	4 5	460,000	455,000	～ 465,000
2 0	210,000	205,000	～ 215,000	4 6	470,000	465,000	～ 475,000
2 1	220,000	215,000	～ 225,000	4 7	480,000	475,000	～ 485,000
2 2	230,000	225,000	～ 235,000	4 8	490,000	485,000	～ 495,000
2 3	240,000	235,000	～ 245,000	4 9	500,000	495,000	～ 505,000
2 4	250,000	245,000	～ 255,000	5 0	510,000	505,000	～ 515,000
2 5	260,000	255,000	～ 265,000	5 1	520,000	515,000	～ 525,000
2 6	270,000	265,000	～ 275,000	5 2	530,000	525,000	～

別表第2

退職資金算定乗率表

退職事由 登録年数	普 通 退 職	死亡（傷病）退職	備 考
1 年	0.6	1.0	
2	1.2	2.0	
3	1.8	3.0	
4	2.4	4.0	
5	3.0	5.0	
6	4.5	6.0	
7	5.25	7.0	
8	6.0	8.0	
9	6.75	9.0	
10	7.5	10.0	
11	8.88	11.1	
12	9.76	12.2	
13	10.64	13.3	
14	11.52	14.4	
15	12.4	15.5	
16	13.28	16.6	
17	14.16	17.7	
18	15.04	18.8	
19	15.92	19.9	
20	21.0	21.0	
21	22.2	22.2	
22	23.4	23.4	
23	24.6	24.6	
24	25.8	25.8	
25	33.75	33.75	
26	35.25	35.25	
27	36.75	36.75	
28	38.25	38.25	
29	39.75	39.75	
30	41.25	41.25	
31	42.5	42.5	
32	43.75	43.75	
33	45.0	45.0	
34	46.25	46.25	
35	47.5	47.5	
36	48.75	48.75	
37	50.0	50.0	
38	51.25	51.25	
39	52.5	52.5	
40	53.75	53.75	
41	55.0	55.0	
42	56.25	56.25	
43	57.5	57.5	
44	58.75	58.75	
45以上	59.28	59.28	